

川西町農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について

令和2年1月27日提出

川西町農業委員会 会長 大 沼 藤 一

昨年10月、2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕された。農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、本件を含め過去1年間で4件となり、この間、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出された。

一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響の大きさは計り知れない。

我われ農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。全ての農業委員、農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚して農業委員会業務にあたらなければならない。同時に、組織一丸となって再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めなければならない。

よって、我われは、下記事項について組織一丸で取り組むことをここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 全ての農業委員会が再発防止に向けて、法令遵守や倫理観を高めるための研修を実施すること。特に、改選等によって新たに選ばれた農業委員、農地利用最適化推進委員に対しては、できるだけ早い時期に研修を実施すること。